

# 子鹿医療療育センター サービス利用契約書

(以下「利用者」という。)と子鹿医療療育センター(以下「センター」という)は、利用者がセンターの提供する医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービス等を受け、それに対する利用料をセンターに支払うことについて、次のとおり契約を締結いたします。

## (目的)

第1条 センターは、この契約の履行にあたり、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場にたった、医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービスを提供いたします。

2 利用者は、医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービスの提供に対する費用の支払いを誠実にを行います。

## (契約期間・更新)

第2条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。契約の満了時において、利用者及びセンター双方に異議がなければ自動更新とし、更に1年間延長できるものといたします。

## (個別支援計画)

第3条 センターは常に利用者の意向と課題を把握し、利用者の個別支援計画を作成いたします。

2 前項の計画の作成にあたっては、センターが利用者(成年後見人又は家族を含む)に説明して同意を得たうえで作成し、サービス管理責任者が個別支援計画を管理いたします。

3 利用者(成年後見人又は家族を含む)は、いつでも個別支援計画について説明を求め、意見を述べることができます。

## (医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスの内容)

第4条 センターは、前条に定める個別支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づき、次に掲げる各号の医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスを提供いたします。

- 一 身体能力及び日常生活能力の維持、向上、機能訓練
- 二 二次障害の予防
- 三 疾病の治療
- 四 看護、医学的管理の下における介護
- 五 日常生活の介助、支援、療育の指導
- 六 生活の質の向上
- 七 相談、助言

## (利用料)

第5条 利用者は、前条に定める医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービスの提供に対して、市町等が定める障害福祉サービス受給者証、及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額をセンターに支払います。ただし、公費負担分についてはセンターが利用者を代理して市町から受領いたします。

- 2 センターは翌月25日までに、前月分の利用請求書を利用者に交付いたします。
- 3 利用者はセンターに対し、前項の請求書に基づき、自動引落としまたは振込みの方法で月末までに支払っていただきます。

(センターの基本的義務)

第6条 センターは、利用者の身の周りの自立と生活の質を高める観点から、できる限り居宅に近い環境を確保しつつ、必要な医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービスを適切に提供いたします。

(センターの具体的義務)

第7条 センターは、医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全の確保に努めます。(安全配慮義務)

2 センターは、この契約について利用者からの質問や意見等に対して、懇切丁寧に説明いたします。(説明義務)

3 センターは、この契約による医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスを提供するにあたり、センターが知り得た利用者及びその家族等の秘密や個人情報について、正当な理由がなければ、第三者に開示することはいたしません。

(秘密・個人情報の守秘義務)

4 センターは、利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限することはいたしません。また、常に利用者的人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。(身体拘束の禁止・虐待防止)

5 センターは、医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存いたします。利用者は所定の申請手続きをした上で、平日の午前10時から12時、午後1時から4時までの間、利用者自身の記録を閲覧し、実費を負担して謄写することができます。

(記録の整備・保存・閲覧)

(事故発生時の対応と損害補償)

第8条 センターは、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、成年後見人等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 センターは、前項の場合において、センターの過失により利用者に損害を与えた場合、速やかに利用者の損害を賠償いたします。ただし、センターが十分に注意したにもかかわらず生じた損害についてはこの限りではありません。

(契約の終了)

第9条 この契約は、次の各号に該当する場合に終了いたします。

- 一 利用者が退院したとき
- 二 センターが解散命令を受けたとき、破産したとき又はやむを得ない事由によりセンターを閉鎖したとき
- 三 センターの重大な毀損により医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスの提供が不可能になったとき
- 四 センターが指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき
- 五 第9条から第12条の規定に基づき、この契約が解約又は解除されたとき
- 六 第2条の契約期間が満了したとき

## 七 利用者が亡くなられたとき

### (利用者からの解約)

第10条 利用者は、この契約の有効期間中、契約を解約することができます。

2 前項の解約は、30日前までにセンターに通知するものといたします。

3 利用者が、前項の通知を行わずにセンターから退去した場合には、センターが利用者の解約の意思を知った日をもって、この契約は解除されたものといたします。

### (利用者からの契約解除)

第11条 利用者は、センターが次の各号に該当する行為を行った場合には、ただちにこの契約を解除することができます。

- 一 センターが正当な理由がなく、この契約に定める第4条の規定に基づく医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスを実施しないとき
- 二 センターが第7条第1項から第5項に規定する義務に違反したとき
- 三 センターが故意又は過失によって、利用者の生命、身体、財産、信頼を損なうなどにより、この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき
- 四 他の利用者が利用者の生命・身体・財産・信頼を損なう場合又は損なうおそれがある場合に、センターが適切な対応を行わないとき

### (センターからの契約解除)

第12条 センターは、利用者が次の各号に該当する場合にはこの契約を解除することができます。

- 一 利用者が、第5条に規定する医療型障害児入所施設サービス又は療養介護サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず支払わないとき
- 二 利用者が、他の利用者の生命、身体、財産、信頼を損なうことによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないとき
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により、センターの財産、信頼を損なうことによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないとき
- 四 利用者が、連続して3ヶ月を超えて他の医療機関に入院することが確実に見込まれるとき又は現に3ヶ月を超えて入院したとき

### (苦情解決)

第13条 利用者は、この契約に基づく医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスの提供に関して、いつでも重要事項説明書に記載された苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、この契約に基づく医療型障害児入所施設サービス及び療養介護サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできます。
- 3 利用者は、重要事項説明書に記載された広島県社会福祉協議会の運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。
- 4 センターは、利用者の家族又は利用者の成年後見人が苦情を申し立てたことを理由に利用者に対して不利益を与えることは一切いたしません。

(身元引受人)

第14条 センターは、利用者に対し身元引受人を求めます。

2 身元引受人は次の各号の責任を負います。

- 一 利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、転院手続きが円滑に進行するようにセンターに協力すること
- 二 契約の解除又は終了の場合、センターと連携して利用者の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努めること
- 三 利用者が亡くなられた時のご遺体の引取り、遺留金品及び行政等への手続きを行うこと

(契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項について疑義が発生したときは、センターは、障害者総合支援法、児童福祉法又はその他の法令の定めるところを尊重し、利用者と誠意をもって協議いたします。

上記の契約の成立を証するために、本書を2通作成し、利用者、センターが記名、捺印のうえ、おのおのがその1通を所持するものといたします。

平成 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

①契約代行者住所 \_\_\_\_\_

契約代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との関係)

成年後見人

家族 (利用者との続柄: \_\_\_\_\_)

②契約代行者住所 \_\_\_\_\_

契約代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との関係)

成年後見人

家族 (利用者との続柄: \_\_\_\_\_)

※契約者の変更があった場合 (変更理由: \_\_\_\_\_)

契約代行者住所

契約代行者氏名

印

施設住所  
名称

広島県三次市粟屋町1664番地  
子鹿医療療育センター  
センター長 淀川良夫 印